小美玉市指定管理者制度導入指針

平成18年5月策定 平成23年5月改訂

小美玉市

目 次

| 1 | 指針の目的 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 指定管理者制度とは | • | • | • | • | | • | • | | • | • | 1 |
| 3 | 制度導入に向けた基本的な考え方 | • | | • | | | • | • | | • | • | 2 |
| | (1)導入対象施設 (2)導入推進会議 (3)指定手続き (4)指定期間 (5)附属機関 (6)利用料金制度 (7)協定の締結 (8)予算措置 (9)モニタリング | | | | | | | | | | | |
| 4 | 制度導入の流れ | | • | • | • | | • | • | | • | • | 4 |
| 5 | 管理運営チェック | | | • | • | | • | | | • | | 5 |
| 6 | 条例規定内容 | • | • | • | • | | • | • | | • | • | 6 |
| 7 | 指定管理候補者の選定 | | • | • | | | • | • | | • | • | 6 |
| 8 | 導入に向けた基本的な流れと年間スケジュール(参考:公募の場合) | | | | | | | | | | | 7 |

1 指針の目的

この指針は、現在管理委託している公の施設の指定管理者制度への円滑な移行と、新たに指定管理者制度に移行する際の手順等を共通化するために作成するものである。

2 指定管理者制度とは

平成15年6月の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の一部改正により、公の施設の管理者について、地方自治体の出資法人や社会福祉法人等の公共的団体に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」を廃止し、公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げることで、民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用し、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図る目的で「指定管理者制度」が創設された。

◇ 指定管理者制度と管理委託制度の違い

従来の管理委託制度とは、受託者である公的団体が設置者である自治体との契約に基づいて、公の施設の管理に係る具体的な事務事業を行うもので、当該施設の管理権限及び責任は自治体が有しており、使用許可権限(行政処分)などは委託できなかった。

指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任(代行)して行わせるもので、指定管理者は管理を幅広く代行でき、施設の使用許可権限をもち、条例の範囲内での料金設定や、利用料金を自ら収入とすることも可能となった。

管理委託制度と指定管理者制度の相違点

| 比較項目 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 |
|------|---|--------------------------------------|
| 受託主体 | 公共団体,公共的団体,政令で定める出資法人(1/2以上出資法人)に限定 | 法人、その他の団体 (法人格は不要だが個人は不可。民間・NPO可) |
| 法的性格 | 公法上の契約関係 (条例を根拠に具体的な管理事務, 業務執行の委託契約を締結) | 管理代行 (指定という行政処分により管理権 限の委任を行う) |
| 管理権限 | 管理権限・管理責任は、設置者 (地方自治体) | 指定管理者(権限の委任) |
| 使用許可 | 地方自治体が行う | 指定管理者が行う |

3 制度導入に向けた基本的な考え方

公の施設に指定管理者制度を導入するか否かについては、当該公の施設を所管する各部課等において 各施設の設置目的や運営形態等を十分に考慮した上で、導入推進会議において検討し、本指針を踏まえ 決定する。(別紙1)

(1) 導入対象施設

既に管理委託を行っている公の施設については、原則として平成18年9月1日から円滑に指定管理 者制度に移行する。

現在, 市で管理運営を行っている公の施設や, 新たに設置する公の施設については, 個別法令の規定で制限のあるものを除き, 費用面やサービス面など様々な面から制度導入を検討し, 導入の可否について説明責任を果たさなければならない。

(2) 導入推進会議

当該公の施設を所管する各部課にて管理運営上の課題等を整理し、指定管理者制度導入推進の為の会議を招集する。

①施設に係る管理運営上の課題等の把握

- ・ 当該施設の設置目的、規模、サービス内容、管理業務の内容及び質
- 政策目標を達成するために当該施設が果たすべき役割、機能
- ・ 当該施設に係る管理運営の現状・課題
- 目指すべき施設の管理運営(人員体制,管理コスト,資格要件,サービス向上等)
- 指定管理者として望ましい民間事業者
- ・ その他必要と思われる事項

施設の設置目的、規模 サービス内容、管理業務の内容及び質



施設が果たすべき役割、機能 施設管理運営の現状と課題



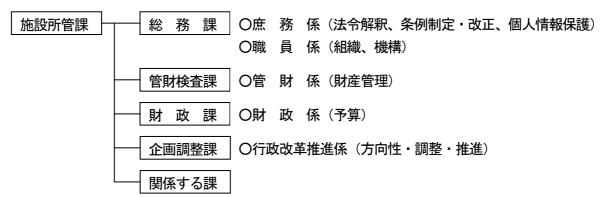
- ・ 目指すべき施設の管理運営(人員体制,管理コスト,資格要件,サービス向上等)
- ・ 指定管理者として望ましい民間事業者等



募集方針, 募集要項, 仕様書, 申請書, 選定基準(審査基準) への反映

②導入推進会議

関係各課(総務課,管財検査課,財政課,企画調整課及び関係する課)と,連絡調整を行い今後の運営計画を鑑み,導入時期,スケジュール等の調整を行う。



(3) 指定手続き

指定管理者制度への移行にあたっては、総則的条例として制定する「小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)に基づいた指定手続きを行う。

指定管理候補者は公募を原則とするが、施設の性格や設置目的等により公募になじまないなど特別な事情がある場合(指定手続条例第5条による)は、公募によらないことができる。なお、この場合において募集要項は策定せずとも良い。

施設の個別設置条例の改正や募集要項の作成,選定委員会の開催等具体的な手続きについては、 当該公の施設を所管する各部課において適切に行う。

(4) 指定期間

指定管理者を指定する期間は、施設の目的や規模・業務内容等の実情を総合的に勘案し、適切に 設定する。公募による施設は、応募状況や管理状況を検証するため3年から5年程度を目安とする。

(5) 附属機関

現行の公の施設に関する附属機関(施設運営委員会等)については、執行機関の権限が移行することに伴って附属機関としての機能を失うことから、原則的に廃止する。

しかし、施設の性格により、指定管理者の事業内容、効果検証のための組織とすることも考えられるため、所管する各部課等においてその存続について判断する。

(6) 利用料金制度

既に利用料金制度を導入している施設については、引き続き導入するものとする。

その他の施設については、指定管理者の経営努力を促すため並びに指定管理者及び市の会計事務 の効率化を図るため、利用料金制度の積極的な導入を図る。

(7) 協定の締結

指定管理者との協定は、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、毎年度取り決めるべき事項については、年度協定として締結する。

(8) 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に係る費用については、年度協定において単年度ごとに確定させる。

(9) モニタリング

所管課は、管理運営が仕様書及び協定書に基づき履行されているか、適正かつ確実なサービスが 提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどのモニタリングを 実施し、現地調査、管理運営状況の評価等を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う。

4 制度導入の流れ

| 103/2013/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/ | |
|--|------------------------------------|
| 制度導入検討・決定 | 〇 管理運営チェックの実施,施設に係る管理運営上の課題等の把握 |
| | 〇 導入推進会議の開催,制度適用の可否を検討,導入施設を決定 |
| + | 〇 施設個別設置条例改正準備 |
| 議案上程 | 〇 施設個別設置条例改正議案上程(議会定例会) |
| Ţ | (指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定) |
| 申請受付 | 〇 募集要項の策定・公告 |
| 1 | |
| 選 定 | 〇 小美玉市指定管理者選定委員会により,選定指針に基づき適当な団体及 |
| Ţ | び次点者を選定 |
| 選定結果の通知 | 〇 選定結果の通知 |
| 送火和未り)週和 | 〇 第1位選定団体と協定内容について協議(協議が調わない場合は次点者 |
| + | と協議)し、仮協定書を締結 |
| | 〇 指定議案上程(議会定例会) |
| 議案上程 | (施設名称,指定管理者名,指定管理期間) |
| ↓ ↓ | 〇 必要に応じて市の債務負担行為を設定 |
| | 〇 告示 |
| 協定の締結 | |
| 1 | |
| 管理業務の開始 | |
| ↓ | 〇 モニタリングの実施 |
| 事業報告・業務調査 | 〇 毎年度又は必要に応じ事業報告書の提出を受ける |
| · | |

◇ 条例で定めるべき事項

- ① 指定の手続き・・・総則的条例としての指定手続条例に規定済み。
- ② 指定管理者が行う業務の範囲・・・当該施設の個別設置条例に規定すること。
- ③ 指定管理者が行う管理の基準・・・当該施設の個別設置条例に規定すること。

◇ 指定の議決

- ① 公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定の期間

5 管理運営チェック

直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、すべての公の施設について下記の項目をチェックする。 該当する項目数が多いほど、指定管理者として民間事業者等の管理運営の領域であると考えられる。 特に、下記の項目のうち④・⑤・⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営 を念頭に入れ指定手続きを行う必要があると思われる。

また、改正法の趣旨により、市の直営施設についても民間事業者等との役割分担を行っていくよう検討を進める必要がある。

| | | 小美 | 玉市 | 「公の施設」 | 管理運営 | 'チェック | 表 | | |
|----|--------|-----|-----|--------|------|-------|---|---|---|
| | | | | | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 1. | 「公の施設」 | 施設名 | : _ | | | | | | |
| 2. | 施設の完成 | 年月日 | : _ | | | | | | |
| 3 | īρλ | 者 | | | | | | | |

| | チェック項目 | 該当 |
|----|---|----|
| 1 | 民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大など、 サービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。 | |
| 2 | 民間事業者等に任すことで、コスト削減が図れる可能性がある。 | |
| 3 | 利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。 | |
| 4 | 同様・類似のサービスを提供する民間事業者等が存在する。 | |
| \$ | 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。 | |
| 6 | 税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益施設である。 | |

該当する項目にはいずれもチェックすること

6 条例規定内容

地方自治法においては、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、「指定管理者の指定の手続き」、「指定管理者が行う管理の基準」及び「業務の範囲」を条例に定めなければならないとされている(同法第244条の2第4項)。

「指定の手続き」について本市では、総則的条例としての「小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、さらに「小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」「小美玉市指定管理者選定委員会規程」を制定する。

一方, 「管理の基準」及び「業務の範囲」については, 施設を所管する各部課において施設の個別設置条例と施行規則の改正を行う必要がある。

- (1) 小美玉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (規定事項)
 - ① 指定管理者の指定の手続き 申請の方法や選定基準等について定める
- (2) 施設の個別設置条例 (規定事項)
 - ① 指定管理者による管理を行うこと
 - ② 業務の範囲 施設の維持管理等の範囲を各施設の設置目的等に応じて具体的に設定する。
 - ③ 管理の基準

管理の基準とは、住民が公の施設を利用するにあたっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限等の要件)のほか、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項を定めたものである。ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

7 指定管理候補者の選定

(1) 小美玉市指定管理者選定委員会

指定管理候補者の指定にあたっては、別に規定する小美玉市指定管理者選定委員会(以下「選 定委員会」という。)によって行う。

選定委員会では、選定指針に基づき応募者を総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定するものとする。なお、当該施設を所管する部課は、選定委員会事務局として必要な資料等の準備を行うこと。

(2) 選定方法

次の選定基準(指定手続条例第4条による)に基づき、当該施設を所管する各部課において指定 管理候補者選定基準表を作成し、別に定める選定指針に沿った審査を行う。

なお、公募によらず特定の団体等を指定管理候補者として選定する場合については選定基準表による点数評価は行わず、選定委員の協議により総合的に判断を行うものとする。

◇ 選定基準

- 事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ その他,必要に応じて市長が別に定める条件を満たすものであること。

8 導入に向けた基本的な流れと年間スケジュール(参考:公募の場合)

| 導入に向けた基本 | いかな流れと年間スケジュール (参考: 公募の場合) |
|------------|---|
| 管理 | 運営方針の決定 ・導入推進会議の開催 ・附属機関(施設運営委員会等)の開催 |
| | <u>↓</u> |
| ~ 5月 | 募集要項等の検討・作成及び施設個別設置条例改正準備 |
| | |
| | 施設個別設置条例の制定(改正) |
| 6月議会 | (条例に規定すべき事項) |
| (議決) | ・指定管理者による管理・・管理の基準(開館時間、休館日、利用の制限等) |
| | ・業務の範囲(施設の維持管理、事業の内容、施設利用許可等)・利用料金に関する事項 |
| | |
| | 指定管理者の募集 |
| 0 🗖 | ・ホームページ、広報紙、公告等による公募(募集期間は原則1ヶ月以上) |
| 8月 | ・募集要項の提示(施設の概要、応募資格、選定基準等申請に必要な情報) |
| | ・事前(現地)説明会や質問受付、回答 |
| | 1 |
| | 申請書受付 |
| 9月第1週 | ・提出書類(事業計画書、収支予算書等)の確認・・所管課における事前審査、候補者の選 |
| | i. |
| 10 月中旬 | 小美玉市指定管理者選定委員会の開催(候補者の選定) |
| | ・選定指針に基づき適当な団体及び次点者を選定 |
| | |
| | ↑ 市長決裁、庁議の開催、選定結果の通知 |
| 10 8 7 7 | ・第1位選定団体と協定内容について協議(協議が調わない場合は次点者と協議)し、仮協定 |
| 10 月下旬 | 締結 ・指定議案上程準備 |
| | 1日人日投入工工工工业的 |
| 12月議会 | ──────────────────────────────────── |
| (議決) | ・施設名称、指定管理者名、指定管理期間・必要に応じて債務負担行為を設定 |
| (時人) | 一・地政行が、日に自任行行、日に自任が同 |
| | → 指定の通知・公告・事前準備(協定の締結・事務引継ぎ) |
| 18 08 | 指定の通知・公古・季削牛傭(脇定の締結・季務引権さ) - 指定管理者として指定する旨を文書で通知 ・ 指定管理者の指定について市民に対して公 |
| 1月~3月 | |
| | ・協定書(基本協定・年度協定)の締結・・準備期間(準備に関する協定等) |
| 4.5 | ★ |
| 4月 ~ | 管理運営業務の開始(指定の期間は、3年又は5年) |
| | ↓ |
| 当該年度 | モニタリング・定期的なチェック、指導 |
| | <u> </u> |
| 翌年4月まで | |
| 立十サガみで | 事業報告・業務の調査等 ・事業報告書のチェック及び指導 |

指定管理者制度導入の判断

公の施設における指定管理者制度導入については、慎重な検討が必要であり、制度を導入することにより、かえって利用者に対するサービスが低下する場合や、管理コストが増加してしまう場合が考えられる。そこで、制度導入にあたっては、以下に示す「①指定管理者制度導入の判断ポイント」及び「②指定管理者制度導入の判断フローチャート」に基づき、当該公の施設を所管する各部課等において、管理運営方針を決定する。

① 指定管理者制度導入の判断ポイント

指定管理者制度

□ 民間参入の可能性がある施設

行政以外に同様のサービスを提供する 民間事業者等が存在する場合,民間事業 者等が市と同様又は類似施設を設置して おり,市の施設が民間と競合している場 合。

□ サービス向上が期待できる施設

民間経営感覚の導入により,利用者に 対する接客や窓口サービス,相談,苦情 処理等が質的に向上する場合。

□ 管理運営経費削減が期待できる施設

競争原理の導入、民間ノウハウの活用 により、管理運営コストの削減が期待で きる場合。

□ 施設の利用促進が期待できる施設

利用料金制の採用とともに、民間ノウハウ(利用時間拡大等),専門性、事業の企画運営能力を活用することにより、施設の利用促進が期待できる場合。

□ 住民自治意識の向上, 地域協働の推進が 期待できる施設

地域団体やNPO法人による管理運営により、住民自治意識や地域協働意識の向上が期待できる場合。

直 営(業務委託を含む)

□ 制度導入のメリットがない施設

清掃・メンテナンス等の業務委託で 対応でき、施設の管理運営(サービス 向上や経費削減、利用促進等)に関し、 民間ノウハウの導入の余地が少ない 場合、または職員の指導のもと、臨時 職員・パート職員で十分対応できる場 合。

□ 市の関与が必要な施設

施設で実施する政策的な事業と施設管理業務とを市が一体的に実施した方が効率的・効果的な場合。

□ 民間参入が期待できない施設

行政以外に同様のサービスを提供 する民間事業者等が存在しない,民間 が参入するメリットがない等,民間参 入の可能性がない場合。

□ 施設のあり方の再検討

施設のあり方の再検討を行うため、 一定の検討期間を確保する目的で直 営を維持する必要があるもの(休止、 廃止、譲渡)

② 指定管理者制度導入の判断フローチャート

